法律

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第二十六号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条第三項及び第五項並びに附則第三条第十一項及び第十二項、第六条、第七条、第九条、第十五条、第十八条並びに第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

（独立行政法人雇用・能力開発機構の解散等）

第二条　独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに次項の規定により国が承継する資産及び債務を除き、その一切の権利及び義務は、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が承継する。

2　この法律の施行の際現に雇用・能力開発機構が有する権利及び義務のうち、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産及び次に掲げる業務に係る債務以外の債務は、この法律の施行の時において国が承継する。

一　この法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（以下「旧雇用・能力開発機構法」という。）第十一条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（同項第七号に掲げる業務にあっては職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助（厚生労働省令で定めるものに限る。）に係る業務、同項第八号に掲げる業務にあっては公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営に係る業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第四項に規定する業務（以下この条及び次条において「旧職業能力開発業務」という。）

二　旧雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務（以下この条及び次条において「旧宿舎等業務」という。）

三　旧雇用・能力開発機構法第十一条第三項各号並びに附則第四条第一項第一号並びに第二項第四号及び第八号に掲げる業務（以下この条及び次条において「旧財形業務」という。）

四　旧雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に掲げる業務（以下この条及び次条において「旧雇用促進融資業務」という。）

3　前項の規定により国が承継する資産及び債務の範囲その他当該資産及び債務の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　高齢・障害・求職者雇用支援機構　旧職業能力開発業務及び旧宿舎等業務に係る権利及び義務

二　勤労者退職金共済機構　旧財形業務及び旧雇用促進融資業務に係る権利及び義務

5　第一項の承継計画書は、雇用・能力開発機構が、政令で定める基準に従って作成して厚生労働大臣の認可を受けたものでなければならない。

6　雇用・能力開発機構の平成二十三年四月一日に始まる事業年度は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第二十六条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年九月三十日に終わるものとする。

7　雇用・能力開発機構の平成十九年四月一日に始まる中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項から第十項までにおいて同じ。）は、平成二十三年九月三十日に終わるものとする。

8　雇用・能力開発機構の第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる事業年度における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価及び前項の規定により同日に終わるものとされる中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、雇用・能力開発機構の業務のうち次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める法人が受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、それぞれ当該法人に対してなされるものとする。

一　旧職業能力開発業務及び旧宿舎等業務　高齢・障害・求職者雇用支援機構

二　旧財形業務及び旧雇用促進融資業務　勤労者退職金共済機構

9　雇用・能力開発機構の業務のうち前項各号に掲げるものについての第七項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、それぞれ前項各号に定める法人が行うものとする。

10　雇用・能力開発機構の業務のうち第八項各号に掲げるもの以外のものについての第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる事業年度における実績及び第七項の規定により同日に終わるものとされる中期目標の期間における実績については、厚生労働大臣が評価を受けるものとする。

11　雇用・能力開発機構の第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、高齢・障害・求職者雇用支援機構が従前の例により行うものとする。

12　雇用・能力開発機構の第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、高齢・障害・求職者雇用支援機構が従前の例により行うものとする。

13　前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金のうち旧宿舎等業務に係るものの処分は、高齢・障害・求職者雇用支援機構が行うものとする。この場合において、旧雇用・能力開発機構法第十四条及び第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定（旧雇用・能力開発機構法第十四条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、旧雇用・能力開発機構法第十四条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務」とする。